

第5回 E20 中央道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事施工不良に関する調査委員会
の概要について（持ち回り開催）

2021年4月7日、8日の両日、第5回 E20 中央道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事
施工不良に関する調査委員会（以下「委員会」という。）を持ち回り形式で開催しま
した。委員会の概要は以下のとおりです。

1. 議 事

- (1) 施工不良箇所の再施工の状況
- (2) 工事の品質・耐震性能の確認状況
- (3) 調査・検証の進捗状況確認
 - ①受注者の施工状況に関する事
 - ②受注者の施工体制に関する事
 - ③NEXCO 中日本の施工管理体制に関する事
 - ④一部しゅん功検査に関する事
 - ⑤契約の適正性に関する事
- (4) その他

2. 議事概要

上記議事について事務局から以下のような説明および委員からの意見があった。

【主な説明および意見等】

- (1) 施工不良箇所の再施工の状況に関して
 - ・ 事務局より、施工不良が判明した4箇所については、再施工によって、新たな鉄筋不足等が発見されたとの報告がなされた。
 - ・ これにより、施工不良の全体像が確認できた。
 - ・ 当該箇所については再施工が完了したことを確認した。
- (2) 工事の品質・耐震性能の確認状況に関して
 - ・ 事務局より、施工不良が判明した箇所以外も含めた工事対象7橋の鉄筋、コンクリート等の工事の品質および耐震性能の確認にあたっては、本来受注者から提出されているべき品質等に関する書類の未提出が多数あるという状況の中で、限定された工事記録資料や工事記録写真等を慎重に分析することや非破壊検査、削孔検査、構造解析等を行うことにより、耐震性能に必要な品質を確保しているとの報告がなされた。
 - ・ その他付帯工事を含めた契約全体についても検証を進める必要がある。

(3) 調査・検証の進捗状況確認に関して

1) 受注者の施工状況に関すること

- ・ 施工不良が判明した箇所における施工状況については、工事記録資料や工事記録写真等からある程度明らかになってきており、受注者から NEXCO 中日本に提出された報告書等も踏まえて、取りまとめを進めるのが良い。

2) 受注者の施工体制に関すること

- ・ NEXCO 中日本に提出された施工体制と実際の現場での施工体制が異なっていたという疑義に関しては、建設業許可行政庁との連携を密にして適切に対応する必要がある。

3) NEXCO 中日本の施工管理体制に関すること

- ・ 事務局より、NEXCO 中日本の工事監督の担当者（施工管理員）が途中で交代している件に関し、交代させた担当者（施工管理員）は、NEXCO 中日本社員と共に、受注者との間で工程確認を行うなど本件工事の主たる担当であったとの説明があった。また、当該施工管理員の交代以降は、この役割を担う施工管理員は配置せず、NEXCO 中日本社員が単独で受注者との間で工程確認等を行うこととしたが、受注者からの工程表や立会検査願の提出が滞る状況の中で、NEXCO 中日本社員が全体工程を把握することが困難となっていた様子が伺える。
- ・ NEXCO 中日本の監督体制が十分確保できていなかったことについて、施工管理体制を徹底することに対する NEXCO 中日本の認識についても検証を加え、再発防止の提言に繋げていくこととすべき。

4) 一部しゅん功検査に関すること

- ・ 事務局より、現時点の調査では、一部しゅん功検査は、跨道橋を管理する自治体から受託した補修工事分の費用を確定する必要があること、下請企業への支払いが促進されることも期待して実施していたこと、また、検査の方法は、他の工事と同様に立会検査等が適切に行われている前提で、抽出による検査を実施し、現場の検査は緑橋以外の橋梁で行い、抽出した検査記録には不備がみられなかったことから、検査の時点では施工不良に気づくことはなく、一部しゅん功検査を合格としていたとの報告があった。
- ・ さらに、一部しゅん功検査に関して、①一部しゅん功は元々予定されていなかった、②一部しゅん功の実施に関する支社と事務所の認識の相違があった、③書類の不備が多数あり、検査を受けられる状態ではなかった、④緑橋については現場検査が行われていない、⑤一部しゅん功認定後も自治体への引渡しが行われていない などの疑義が生じており、緑橋を現場検査の対象としなかった理由などについて引き続き調査を進めて行くとの説明があった。

5) 契約の適正性に関することに関して

- ・ 事務局より、変更契約の積算に関し、社内の算定ルールから逸脱している疑いが生じていること、具体的には、①妥当性が十分確認できない受注者提示資料を根拠とした積算、②複数見積の比較等を行わず受注者の見積を採用した積算、③本来考慮すべき落札率を考慮せず積算 といった疑義が生じており、なぜ、そのような積算が行われたのか等、引き続き慎重に調査を進めて行くとの説明があった。

(4) その他

- ・ 発生原因の究明にあたっては、事案の背景にあるものとして、NEXCO 中日本の企業風土等についても着目することが必要であり、確認手段の一つとして NEXCO 中日本の社員を対象としたアンケート調査を実施することとする。

以 上

(出席者)

【委員長】 杉山 俊幸(すぎやま としゆき) (元山梨大学 理事・副学長)

【委員】 小澤 一雅(おざわ かずまさ) (東京大学大学院工学系研究科特任教授)

角田 淳(かくた あつし) (弁護士)

楠 茂樹(くすのき しげき) (上智大学法学部 教授)

座間 博(ざま ひろし) (弁護士)

【オブザーバー】 前佛 和秀(ぜんぶつ かずひで) (国土交通省道路局国道・技術課長)

※委員は五十音順